

**愛媛県出資法人経営評価指針に基づく経営評価結果**  
【令和5年度】

愛媛県出資法人経営評価専門委員会

**1 令和5年度経営評価の進め方**

「愛媛県出資法人経営評価指針」（以下「指針」という。）に基づき、経営評価検証シートをもとに、21の出資法人及び県所管課による自己点検評価（1次評価）を踏まえ、必要に応じて出資法人及び県所管課に対してヒアリングを実施した上で、当委員会による外部評価（2次評価）を実施した。

《検討の経過》

実施日・期間	内 容	協議事項等
令和5年 6～7月	出資法人・県所管課による1次評価の実施	
10月17日	第1回経営評価専門委員会	・5年度の経営評価の進め方等について ・1次評価の結果確認
	打合せ会	ヒアリング対象法人の選定
11月24日	ヒアリング	南レク（株）
11月28日	ヒアリング	（公財）えひめ海づくり基金
令和6年 2月2日	第2回経営評価専門委員会	2次評価案の審議
3月	2次評価及び経営評価結果の公表	

**2 基本的取組事項**

指針に定める基本的取組み事項に対する評価の総括は、次のとおりである。

**（1） 出資法人の自主性・自律性の向上**

**① 組織体制の見直し**

ガバナンスの効いた組織体制を構築し、役員者のトップマネジメントにより組織のビジョンと戦略を示すためにも、理事会や評議員会は、可能な限り対面による開催方式が望ましく、書面開催とする場合でも、役員に案件の事前説明を行うなど、適切な法人運営が図られるよう努める必要がある。

令和4年度における役員会の開催状況について、開催回数は6回以上が21法人中6法人と最も多くなっており、開催方式は、対面と書面で開催している法人が21法人中13法人と最も多くなっている。また、令和3年度は開催方式が「全て書面」であった3法人について、令和4年度は対面又はリモートの方式を取り入れており、ガバナンスの更なる強化が図られている。

評議員会の開催状況については、開催回数は2回が評議員設置法人15法人中8法人と一番多くなっており、開催方式は、役員会と同様、対面と書面で開催している法

人が15法人中10法人と一番多くなっている。また、令和3年度は開催方式が「全て書面」の法人が5法人あったが、令和4年度は1法人に減少している。

(単位：法人)

		令和3年度	令和4年度	増減 (3年度→4年度)
役員会	6回以上	1	6	+5
	5回	5	4	△1
	4回	7	4	△3
	3回	4	4	0
	2回	4	3	△1
評議員会	4回以上	1	3	+2
	3回	5	3	△2
	2回	7	8	+1
	1回	2	1	△1

(単位：法人)

		令和3年度	令和4年度	増減 (3年度→4年度)
役員会	全て対面	1	3	+2
	対面とリモート	1	1	0
	対面と書面とリモート	1	3	+2
	対面と書面	13	13	0
	全てリモート	2	1	△1
	全て書面	3	0	△3
評議員会	全て対面	2	3	+1
	対面とリモート	1	1	0
	対面と書面	6	10	+4
	全てリモート	0	0	0
	書面とリモート	1	0	△1
	全て書面	5	1	△4

## ② 経営基盤の充実・強化

### ア 経営状況

令和5年2月に清算終了した(一財)愛媛県廃棄物処理センターを除いて、令和4年度決算で赤字を計上した出資法人は5法人と、前年度より5法人減少し、赤字額合計は前年度より23,297千円減の65,240千円となった。

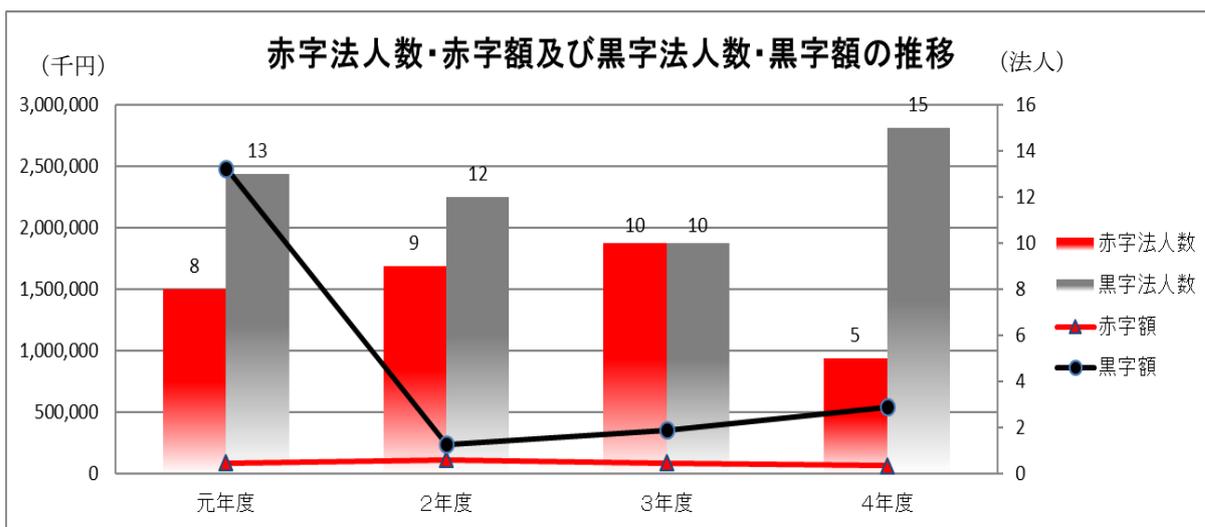
このうち、単年度の赤字額が1千万円を超える法人は(公財)愛媛県文化振興財団と(公財)えひめ海づくり基金の2法人となり、前年度より1法人減少した。これらの法人にあっては、中長期的に安定した法人運営が確保されるよう、事業規模や内容の中長期的な見通しについて抜本的に検討を行い、経営基盤の強化に取り組むことが求められる。また、一部の法人にあっては、長期化する低金利状態による基本財産運用益の減少に伴い、経費の節減や自主財源の確保に向けた対策を強化する必要があると考えられる。

一方、黒字を計上した出資法人は15法人と前年度から5法人増加し、黒字額合計は前年度から189,282千円増の543,217千円となった。これは、コロナ禍からの脱却が進み、多くの法人で収益が回復したことなどによるものである。なお、単年度の黒字額が1千万円を超える法人は8法人となっている。

また、令和4年度は、(公財)松山観光コンベンション協会では、和菓子の自動販売機を設置し、(公財)愛媛県国際交流協会では、地域日本語教育の関係機関との連携を図るための研修会を開催したほか、(公財)愛媛県暴力追放推進センターでは、法人が主催する講習にWeb開催を導入するなど、各法人において、社会経済情勢や県民ニーズに適合した新たな取組みが展開されている。

(単位：法人、千円)

		元年度	2年度	3年度 (廃棄物センター除く)	4年度 (廃棄物センター除く)	増減 (3年度→4年度)
赤字	赤字法人数	8	9	10	5	△5 (50.0%減)
	赤字額	△87,888	△112,571	△88,537	△65,240	△23,297 (26.3%減)
黒字	黒字法人数	13	12	10	15	+5 (50.0%増)
	黒字額	2,487,312	238,284	353,935	543,217	+189,282 (53.5%増)



(注) 赤字は、財団法人又は社団法人については当期経常増減額がマイナスを計上したもの、社会福祉法人については、当期活動経常収支差額がマイナスを計上したもの、会社法人及び特別法人については経常損失を計上したもので把握

## イ 収支構造の改善

財団法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の規定及び「公益社団法人及び公益財団法人に関する法律」の趣旨に従い、法人自らの責任において適正な基本金(基本財産)の管理運用を行うことが求められているが、低金利の影響により、各出資法人とも収入確保に苦慮しているところであり、特定資産の取崩しによる対応が必要となるなど、将来の法人運営が不安定になるおそれがある。

このため、基本金(基本財産)の運用方法の見直しのほか、収支構造の改善に資する取組みが必要であり、収益事業の展開や利用者負担の導入・拡大も含め、幅広い検討が求められる。

また、基本金(基本財産)には県の出資金や出えん金など公金が含まれており、不適切な運用により棄損することがないように、引き続き、法人のしっかりとしたガバ

ナンスと適切な情報開示の確保が必要である。

### ③ 役職員数及び給与制度の見直し

令和3年度から令和4年度にかけ、評議員数は全法人で増減なし、役員数は3法人で1人が減員となった一方で、3法人で1人が増員となった。

職員数は全体で4人の減少となっており、内訳としては、(社福)愛媛県社会福祉事業団で正規職員の退職に伴う非正規職員の採用による4人増加をはじめ、3法人で9人増加となった一方、(公財)えひめ産業振興財団で県からの派遣職員の引き上げを含む5人減少など6法人で13人減少となった。

役職員数については、引き続き、経営責任の明確化や人件費適正化等の観点から、法人の事業規模等に応じたものとなるよう適正化を図る必要がある。

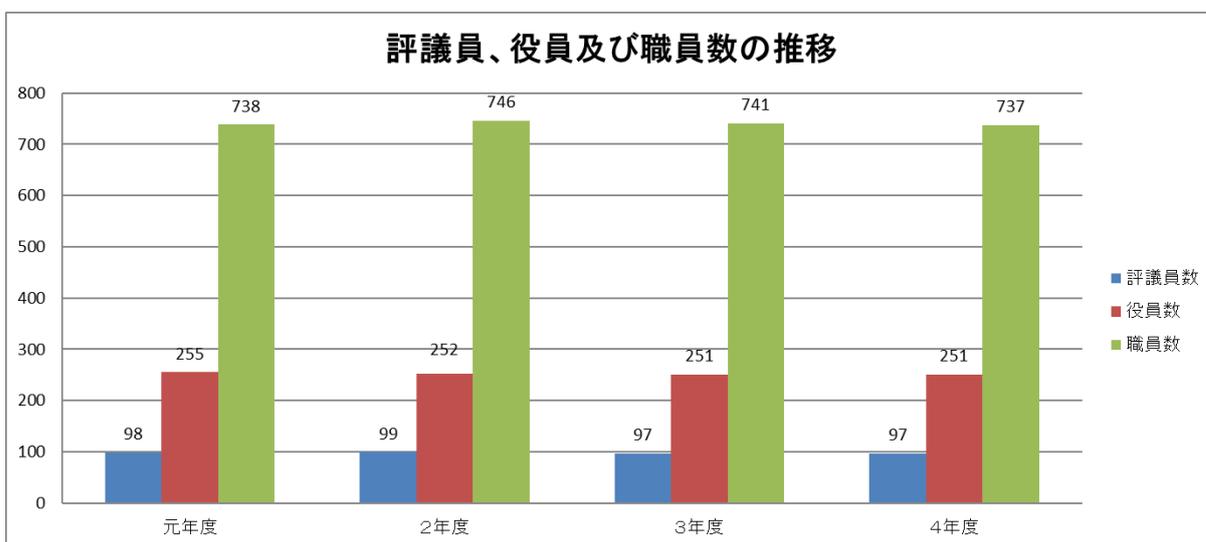
また、プロパー職員の採用や、臨時職員を将来的にプロパー職員とするため積極的に研修に参加させるなど、自律的な組織体制の強化や、給料表の改定及び非正規職員の給与改善など、職員の処遇改善に取り組んだ法人もある。

引き続き、業績や現場の実態に応じた給与等水準の適正化に努めるとともに、職員の労働インセンティブが働きやすい人事・給与制度の改善に取り組む必要がある。

(単位：人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	増減 (3年度→4年度)
評議員数	98	99	97	97	0 ー
役員数	255	252	251	251	0 ー
職員数	738	746	741	737	△ 4 (0.5%減)

(単位：人)



- 1 役員数には監事、監査役を含む
- 2 役員数、職員数には、臨時、非常勤、県派遣、県兼務、県退職者等を含む
- 3 役員と職員を兼務する場合は、それぞれに計上

## (2) 県の関与の適正化

### ① 財政的関与の見直し

令和4年度の県補助金・負担金は前年度と比べて、159,084千円減少の361,064千円となっており、これは、(一財)愛媛県廃棄物処理センターにおいて、令和3年度は施設の解体撤去に必要な経費について県から補助金を支出していたが、令和4年度は清算までに係る必要経費を財団所有の財産のみで賄うことができたため、県からの補助金の支出がなくなったことなどが主な要因であるが、引き続き、県の財政負担の軽減や、出資法人の自主性・自立性の向上を図るためにも、全体として、縮減に向けて取り組む必要がある。

県委託料は、前年度と比べて、179,488千円増加し3,028,035千円となった。これは、指定管理施設の修繕等の増加や、法人が実施する既存事業の拡大等により委託料が増加したためである。そのほか、県有施設の指定管理者となっている法人に対して、大幅な物価高騰による支出増等に対応するため、行政サービスの維持・継続を図る観点から、県による委託料の増額措置がなされている。今般の大幅な物価高騰はウクライナ情勢等による世界的なエネルギー価格の上昇と円安が相俟って進行したものであり、支出増はやむを得ない面があるものの、今後も、必要となる経費については委託料として適切に見込みながらも、計画的に見直しを進めていくことが求められる。

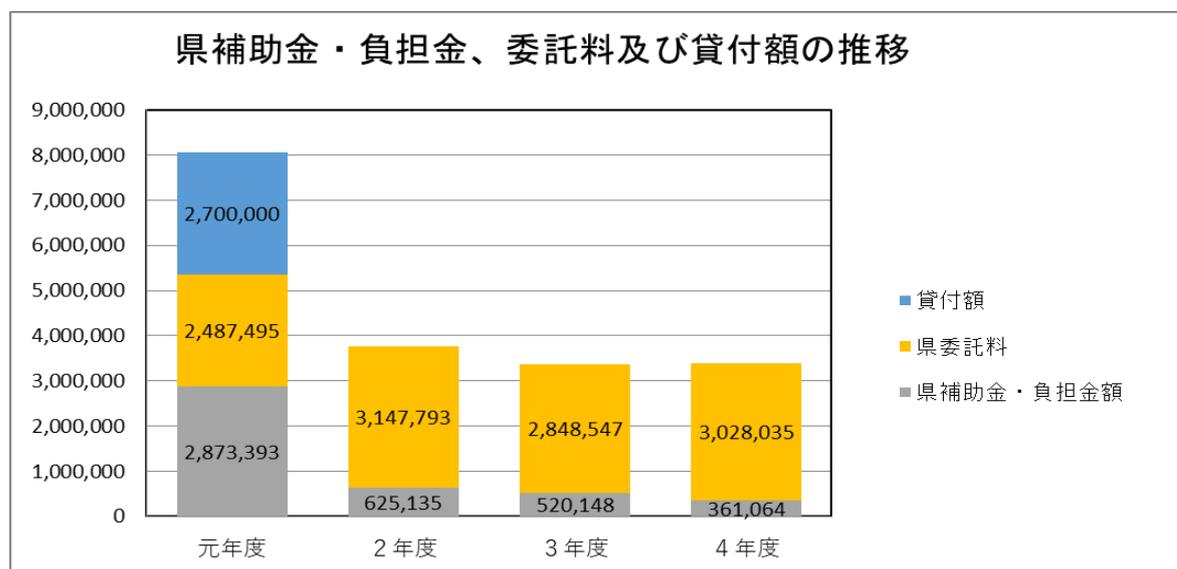
貸付額については、令和元年度には2,700,000千円であったが、(一財)愛媛県廃棄物処理センターへの貸付が解消したことにより、令和2年度以降は0円となっている。

県の財政的関与については、今後も、事業規模に応じた適正化に努めるとともに、県以外の国・団体等の助成制度の活用などにより、県の財政負担の軽減に努める必要がある。

(単位:千円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	増減 (3年度→4年度)
県補助金 ・負担金額	2,873,393	625,135	520,148	361,064	△159,084 (30.6%減)
県委託料	2,487,495	3,147,793	2,848,547	3,028,035	+179,488 (6.3%増)
貸付額	2,700,000	0	0	0	0 -
計	8,060,888	3,772,928	3,368,695	3,389,099	△20,404 (0.6%減)

(単位:千円)



## ② 人的関与の見直し

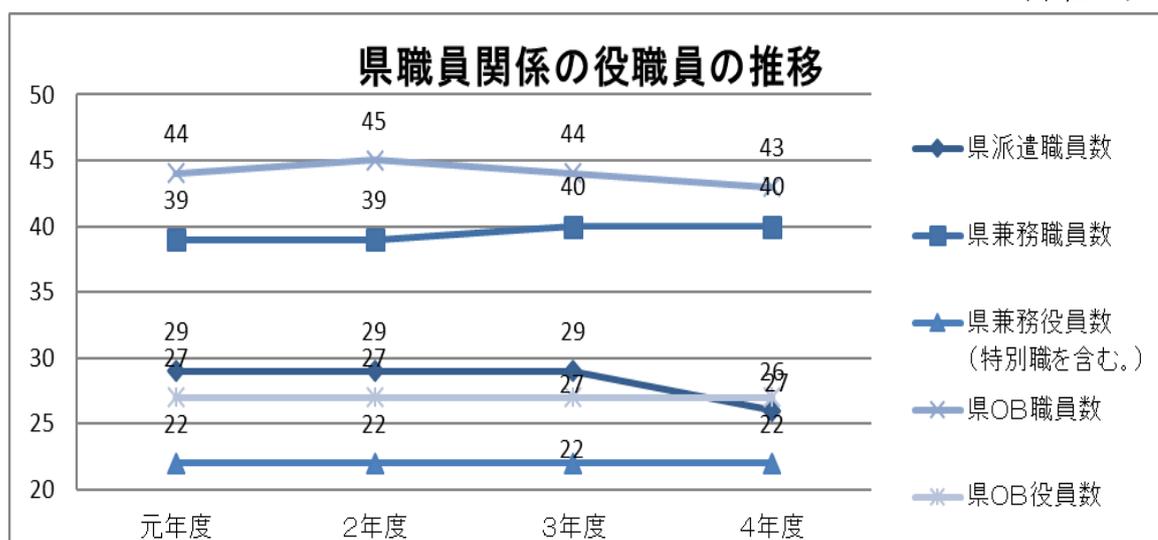
令和3年度から令和4年度にかけ、県派遣職員数は（公財）えひめ産業振興財団で3人減、県兼務職員数は（公財）廃棄物処理センターで1人減、（公財）えひめ産業振興財団で1人増となり、全体では増減なし、県OB職員数は（公財）愛媛県スポーツ振興事業団で1人減、県兼務役員数、県OB役員数については変動がなかった。

今後も県による人的関与は、出資法人からの要請等を総合的に勘案しながら、最小限に留める必要がある。

(単位：人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	増減 (3年度→4年度)
県派遣職員数	29	29	29	26	△ 3
県兼務役員数 (特別職を含む。)	22	22	22	22	0
県兼務職員数	39	39	40	40	0
県OB役員数	27	27	27	27	0
県OB職員数	44	45	44	43	△ 1

(単位：人)



## (3) 法人情報等の積極的な開示等

全ての出資法人でホームページを開設しているほか、広報誌やSNS、マスコミへのプレスリリース等により、法人が果たす役割や取組みの内容等について、県民に積極的なアピールを行っている法人もある。引き続き、更なる認知度向上を図るため、SNSの運用のほか、パブリシティ活動の推進や、デジタルマーケティングの手法を活用した効果的な情報発信を行うことで、県民の理解と信頼を得られるよう努める必要がある。

また、出資法人は、公共性の高い事業を担い、その財政基盤が県民の負担の上に成り立っていることなどを踏まえ、法人の経営状況を県民に正確に伝えるためにも、事業報告書等の記載内容について、より県民に分かりやすく丁寧な説明となるよう努める必要がある。

### 3 県出資法人が抱える課題と令和6年度以降の経営評価の在り方

令和4年度は、コロナ禍からの脱却が進み、多くの法人で収益が回復し、赤字法人数・赤字幅がともに前年度から減少したが、物価高騰による支出増の影響が大きい法人や、コロナ禍で落ち込んだ利用者数の回復が鈍い法人に加え、事業環境の大幅な変化が予見される法人もあることから、今後は、様々な変動要因に対応するため、それぞれの法人の実態に合わせた事業展開を推進するほか、組織体制や経営方針の見直し等により、柔軟かつ効率的な業務運営に努める必要がある。

また、基本財産の運用益が収入の大半を占める財団・社団法人においては、長引く低金利の影響により運用益が低迷し、財源の確保に苦慮していることから、資産運用に関する研修会に積極的に参加するなど、知識を身につけることにより、資産の効率的・効果的な運用により安定的に事業を継続していくための財源を確保する必要がある。ただし、基本財産には県の出資金や出えん金など公金が含まれていることを留意しなければならない。

情報発信の強化については、関係事業者等と連携した取組みや、SNS、マスコミなど様々な手段による効果的な情報発信の手法も模索しながら、引き続き、法人の認知度の向上や事業の周知に努め、施設利用者等の増加や、事業実績の拡大等に繋げていくことが求められる。

より機動的で効率的な経営手法で、行政の補完・代行機能を果たせる体制整備に向け、当委員会として今後も助言を行っていく必要がある。